

## 大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第6号に掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があったので公告する。

令和8年2月3日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 マツヤスーパー大津美崎店 大津市美崎町字萱海道 381 番 1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社マツヤスーパー 代表取締役 中山博雄 京都府京都市山科区竹鼻地蔵寺南町9番地1 株式会社サンドラッグ 代表取締役 貞方宏司 東京都府中市若松町一丁目 38 番地の 1
- 3 変更しようとする事項
  - (1) 変更前
    - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻 午前9時から翌午前0時まで
    - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前8時30分から翌午前0時30分まで
  - (2) 変更後
    - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻 午前8時から翌午前0時まで
    - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前7時45分から翌午前0時30分まで
- 4 変更年月日 令和8年2月27日
- 5 変更の理由 消費者の利便性向上のため
- 6 届出年月日 令和8年1月21日
- 7 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号  
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号  
大津市産業観光部商工労働政策課 大津市御陵町3-1
  - (2) 縦覧期間 令和8年2月3日から令和8年6月3日まで
- 8 意見書の提出期限および提出先
  - (1) 提出期限 令和8年6月3日
  - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号